平成２５年（フ）第４８号
埼玉県川越市砂新田３丁目24番地４　戸口マンション202号室、前住所埼玉県入間郡三芳町大字上富1954番地２
破産者　伊藤　義行
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４９号
埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目１番９号　ベルソング101、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市築地３丁目３番地１
破産者　伊藤　龍一
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７７号
埼玉県ふじみ野市ふじみ野３丁目５番17―308号
破産者　蓑和　秀也
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７２５号
愛知県常滑市多屋字茨廻間１番地の586
破産者　橘　　昭利
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５０９号
名古屋市中区新栄２丁目29番５号　メゾン・ド・レジャンド302号
破産者　髙橋　良明
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１号
三重県伊賀市長田2872番地の１
破産者　梶山　悟史
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市飾磨区清水90―４　グランハイム清水102号室、住民票上の住所神戸市灘区友田町３丁目５番23号
破産者　新免　昌史
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７７号
兵庫県三木市与呂木683番地の288
破産者　和杜こと　錦　　将邦
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６８号
神戸市東灘区深江北町２丁目９番４号　エレガント北町104号
破産者　関　　政美
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２３号
神戸市北区花山東町２番11―706号
破産者　市田　　昇
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０８号
神戸市須磨区横尾８丁目１番地の１　53号棟502号
破産者　山本　道昭
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４号
大分市大字上宗方1625番地の22
破産者　糸園紀一郎
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
青森県三戸郡五戸町字新町33番地２
破産者　軽米　勇藏
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２２４号
盛岡市東中野字見石114番地８
破産者　熊谷　　保
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢区太日通り３丁目５番５号　コーポマツヤⅡ502号室、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根辻岡２番地２
破産者　英　　圭
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５８号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目10番11号
破産者　沖　　光生
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
秋田県潟上市天王字追分117番地104
破産者　髙澤　　壽
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
山形県南陽市宮内2408番地の26、開始決定時の住所山形県南陽市赤湯2158番地の１
破産者　金子興業こと　金子　綱芳
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第８２号
山形県長井市中道２丁目８番35―12号　コーポゆと里Ⅰ104号、前住所山形県長井市九野本2341番地
破産者　青木　峰幸
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部